

職員被服貸与規程

（目的）

第1条 この職員被服貸与規程は、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の就業規則第3条に規定する職員に対し、職務の遂行上必要な被服等の貸与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（被服の種類及び貸与期間）

第2条 本会職員に貸与する被服等（以下「貸与品」という。）の種類及び貸与期間は、別表のとおりとする。

（使用の制限）

第3条 貸与品は、これを貸与の目的以外に使用し、又は他人に使用させ、若しくは処分することができないものとする。

（貸与品の返納）

第4条 本会職員は、貸与期間を満了した貸与品については、直ちにこれを返納しなければならない。ただし、本会会長が特にその必要がないと認めた場合は、これを本会職員に支給することができる。

2 本会職員は、貸与期間満了前に退職、休職等の理由により貸与を受ける資格がなくなったときは、直ちに貸与品を返納しなければならない。

（賠償責任）

第5条 本会職員が次の各号に該当する場合は、貸与品の原価に基づいて計算した額を弁償しなければならない。

- （1）故意または過失により貸与品を紛失又は破損したとき。
- （2）前条の規定に違反し、返納しないとき。

（再貸与）

第6条 本会会長は、貸与期間内に貸与品を紛失又は著しく破損したため、本会職員から貸与品の再貸与の申出があった場合は、本会会長の許可により再貸与することができる。

（貸与品台帳の整備）

第7条 本会会長は、本会職員に貸与品を貸与する場合には、貸与品の種類等の必要事項を記載した貸与品台帳を整備し、常に貸与品の貸与状況を明らかにしなければならない。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、職員の被服の貸与に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日以前に貸与された貸与品は、この規程により貸与されたものとみなす。

す。

附 則

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

貸与される職員	貸与品	数 量	貸与期間
就業規則第3条に 規定する職員	作業服（上下）	1	必要とする期間
	ポロシャツ	1	
	ジャンパー	1	
	防寒着	1	
会長が認める職員	その職員に必要とする 貸与品	必要とする数量	必要とする期間